新	旧	備考
貿易代金貸付保険包括保険(2年未満)の引受基準について	貿易代金貸付保険包括保険(2年未満)の引受基準について	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084	
沿革 <u>令和5年1月30日</u> 一部改正	沿革 <u>令和4年12月20日</u> 一部改正	
1 基本的引受基準	1 基本的引受基準	
(9) 貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成29年4月1日 17-	(9) 貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成29年4月1日 17-	
制度 - 00002。以下「約款」という。)第3条第10号 <u>から</u> 第1 <u>2</u> 号 <u>まで</u> のて	制度 - 00002。以下「約款」という。)第3条第10号 <u>又は</u> 第1 <u>1</u> 号のてん補	
ん補 <u>事由</u> をてん補するものは、日本貿易保険が特に認めない限り、貸付	<u>危険</u> をてん補するものは、日本貿易保険が特に認めない限り、貸付契約	
契約の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこ	の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこの保	
の保険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしてい	険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしているも	
るものとする。	のとする。	
①~② (略)	①~② (略)	
附則〔抄〕	附則〔抄〕	
附 則〔 <u>令和5年1月30日</u> 〕	附 則〔 <u>令和4年12月20日</u> 〕	
この改正は、令和5年3月20日から実施する。	この改正は、 令和5年1月1日 から実施する。	